

## 資料編

大和高田市附属機関設置条例（抜粋）  
大和高田市総合計画審議会規則  
大和高田市総合計画審議会「答申」  
大和高田市総合計画審議会委員名簿  
第4次大和高田市総合計画策定までの経過  
大和高田市総合計画策定委員会名簿  
用語集

## 大和高田市附属機関設置条例（抜粋）

昭和36年4月1日

条例第22号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による大和高田市の附属機関の設置に関しては、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置）

第2条 次表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を中欄のとおり設置し、その担任する事項は、右欄に定めるところとする。

附属機関の属する 執行機関	附属機関	附属機関の担当する事項
市長	大和高田市総合計画審議会	総合計画に関する事項の調査審議及び意見の答申に関する事項
	〔他機関名省略〕	

（委任）

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

・・・（中間省略）・・・

附 則（平成20年3月31日条例第18号抄）

（施行期日）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 大和高田市総合計画審議会規則

昭和49年3月28日

規則第35号

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）第3条の規定に基づき、大和高田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から、市の総合計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想及び同構想を基に策定する基本計画をいう。）に対する答申を市長に対して行う日までとする。

2 市長は、委員が欠けたときは、後任の委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、前条の委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及びその構成員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の議を経て定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

・・・(中間省略)・・・

附 則(平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

# 大和高田市総合計画審議会「答申」

平成 20 年 11 月 7 日

大和高田市長 吉 田 誠 克 殿

大和高田市総合計画審議会  
会 長 鹿 嶋 章

## 第 4 次大和高田市総合計画について（答申）

平成 20 年 2 月 28 日付け大高企第 260 号をもって諮問のありました第 4 次大和高田市総合計画について、慎重に審議した結果、別添えの「第 4 次大和高田市総合計画案」のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程、市民アンケート、パブリックコメントなどを通して寄せられた多くの市民の声を尊重するとともに、特に下記の事項に配慮されるよう要請します。

### 記

1. 本市の特性を十分に活かしながら、将来都市像に掲げる「元気な高田 誇れる高田」の実現に向けて、活力に満ちた住みよいまちづくりを着実に進めること。
2. 本計画に示される施策の大綱に基づき市政を推進し、かつ常に行政運営の効率化をめざし、不断の行財政改革を進めること。
3. 本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で積極的に市民に周知するとともに、計画の推進にあたっては、広く市民の理解と協力を求めること。
4. 行政需要の多様化を踏まえて、市民の意見や考えを的確に把握し、市民の声が市政に反映される仕組みづくりに努めること。

## 大和高田市総合計画審議会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
会 長	人権教育推進協議会会長	鹿 嶋 章
副会長	京都女子大学現代社会学部教授	槇 村 久 子
委 員	市議会議長	植 田 龍 一
委 員	都市計画審議会会長	阪 口 治
委 員	教育委員会委員	末 吉 加 代 子
委 員	消防団団長	高 木 康 廣
委 員	日赤奉仕団大和高田地区委員長	猶 原 慶 子
委 員	商工会議所会頭	中 井 隆 男
委 員	体育協会会長	中 谷 修 一
委 員	公募委員	中 山 雅 子
委 員	文化協会会長	福 本 君 子
委 員	町総代連合会会長	増 田 武 雄
委 員	市議会総務財政委員長	萬 津 力 則
委 員	農業委員会会長	水 井 豊
委 員	公募委員	横 山 則 夫
委 員	市議会議長（前任者）	朝 井 啓 祐
委 員	市議会総務財政委員長（前任者）	西 川 繁 和
委 員	農業委員会会長（前任者）	藪 内 幸 夫

（順不同）

## 第4次大和高田市総合計画策定までの経過

年・月	件名
平成19年3月	基本計画策定調査シートを各課に配布・回収
平成19年4月	市民意識調査を実施 中学生アンケートを実施
平成19年6月	市民意識調査・中学生アンケートの集計結果を公表
平成19年8月	大和高田市総合計画策定委員会(庁内)の委員委嘱 第1回大和高田市総合計画策定委員会を開催
平成19年8月 ～10月	基本計画策定調査シートに基づく各課のヒアリング
平成20年1月	大和高田市総合計画審議会委員の公募
平成20年2月	大和高田市総合計画審議会公募委員の選考及び決定 大和高田市総合計画審議会の委員委嘱 第1回大和高田市総合計画審議会を開催
平成20年4月	第2回大和高田市総合計画策定委員会を開催 第3回大和高田市総合計画策定委員会を開催
平成20年7月	第4回大和高田市総合計画策定委員会を開催
平成20年8月	第2回大和高田市総合計画審議会を開催
平成20年8月 ～9月	第4次大和高田市総合計画(素案)に関するパブリックコメントを実施
平成20年10月	パブリックコメントの実施結果を公表 第3回大和高田市総合計画審議会を開催
平成20年11月	大和高田市総合計画審議会答申の提出
平成20年12月	「第4次大和高田市総合計画基本構想」を市議会で議決

## 大和高田市総合計画策定委員会名簿（平成19年度）

	役職名	氏名
委員長	副市長	米田定雄
副委員長	教育長	楠征洋
委員	行財政改革・集中改革プラン推進担当理事	細川壽弘
委員	企画調整部長	松田秀雄
委員	総務部長	皆己親重
委員	市民商工部長	杉浦實
委員	健康福祉部長	柴原修二
委員	環境衛生部長	木下安松
委員	都市建設部長	竹田勝紀
委員	会計管理者	上辻務
委員	市立病院事務局長	内海敏行
委員	水道局長	細井民久
委員	教育委員会事務局長	赤井勉
委員	議会事務局長	小林孝之

## 大和高田市総合計画策定委員会名簿（平成20年度）

委員長	副市長	松田秀雄
副委員長	教育長	楠征洋
委員	改革推進局理事	細川壽弘
委員	企画政策部長	高橋信夫
委員	財務部長	柴原修二
委員	市民部長	木下安松
委員	福祉部長	木村修造
委員	保健部長	杉浦實
委員	環境建設部長	木綿谷弘之
委員	会計管理者	上辻務
委員	市立病院事務局長	森本正治
委員	上下水道部長	細井民久
委員	教育委員会事務局長	江南博仁
委員	議会事務局長	小林孝之

## 用語集

あ行	
エンパワーメント	女性が、「力をつけること」。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもつ存在となること。
オープンスペース	都市において、比較的広くてゆとりのある空間のこと。
か行	
環濠集落	幅4～5メートルの濠(ほり)を周囲に掘りめぐらして、かんがいや排水、外敵に備えた集落形態。近畿地方、とくに奈良盆地を中心にみられる。
協働	市民と行政が、相互の自主性・主体性を尊重し、互いに理解し合い、役割分担しながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力すること。
広域行政	近隣の市町村が連携し調整を図りながら、合理的で効果的な行政サービスの提供をめざし、事務を共同処理すること。
後期高齢者医療制度	75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度のこと。平成20年度から開始。
合計特殊出生率	15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均のこと。
さ行	
三位一体の改革	国から地方へ支出される補助金等の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し、の3本柱を同時並行的に行う地方税財政制度の改革のこと。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性差のこと。
シビックコア地区	官公庁が集团的に立地する地区及びその周辺を含んで、民間建築物などとの連携可能な程度の一定の広がりを持った地区。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てること。
スローフード	食事や味覚の画一化を招いたファーストフードを再考し、各地に残る食文化や地元の食材を尊重し、将来に伝えていこうとする運動。
成年後見制度	認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらう制度。
た行	
地域包括支援センター	高齢者が地域で生活していくために、介護だけではなく医療や財産管理、虐待防止などさまざまな問題に対して総合的な相談を担い、支援していく中核機関のこと。
地球温暖化	生産活動等によって大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積し、地球全体の温度が上昇すること。今後、集中豪雨や干ばつなどの異常気象、農作物への悪影響による食糧危機など、重大な影響が予想される。



電子自治体	自治体がICT(情報通信技術)を活用し、市民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組。
特定健診・特定保健指導	「特定健診」とは、40歳から74歳の医療保険者加入者を対象に、糖尿病などの生活習慣病の有病者等の減少を目的として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した新しい健診のこと。健診結果により「特定保健指導」を実施し、生活習慣病の予防・改善を図る。
<b>な行</b>	
認定こども園	幼稚園と保育所の機能が一体となった新たな施設。保護者の就労形態によって区別することなく、0歳～5歳までの子どもを対象に、教育と保育を行うとともに、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う。
ノーマライゼーション	すべての人々がともに生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し活動する地域社会づくり。
<b>は行</b>	
ハザードマップ	災害危険箇所や避難場所を地図上に示したもの。
病診連携・病病連携	「病診連携」とは病院と診療所(かかりつけ医)との連携のこと。「病病連携」とは病院と病院の連携のこと。初期診療や慢性期の継続診療などは診療所(かかりつけ医)が受け持ち、より専門的な治療は医療施設の充実した核となる病院が受け持つ、いろいろな機能をもつ医療機関が、お互い得意なところ、役割を分担し、協力しあってより質の高い医療を効率的に提供していくこと。
<b>ま行</b>	
モータリゼーション	車社会のこと。自家用車の普及を示している。
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン	子どもから高齢者、性別、国籍、人種、障害や能力の有無にかかわらず、すべての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、またすべての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。
ユビキタスネット社会	いつでもどこでも簡単に、だれもが情報通信技術を活用できる環境が整っている社会のこと。
<b>ら行</b>	
ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のこと。
ライフライン	日常生活に欠かすことのできない、電気・水道・ガス・通信・輸送などの施設・設備のこと。
<b>英字</b>	
ICT	「Information and Communication Technology」の略で情報通信技術のこと。同様の言葉として「IT」があるが、ITに比べ、コンピュータの技術と通信の技術がより融合した形で用いられることが多い。
NPO	非営利組織(Non Profit Organization)。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府、行政、企業とは独立した営利を目的としない組織・団体のこと。